

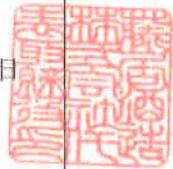
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 28年 6月 13日

都道府県知事 広瀬勝貞 殿



提出者

住 所 大分県臼杵市野津町大字野津市213の2番地

氏 名 藤居酒造株式会社 代表取締役 藤居 徹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0974-32-2008



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	藤居酒造株式会社
事 業 場 の 所 在 地	大分県臼杵市野津町大字野津市345番地
計 画 期 間	平成23年4月1日から平成28年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

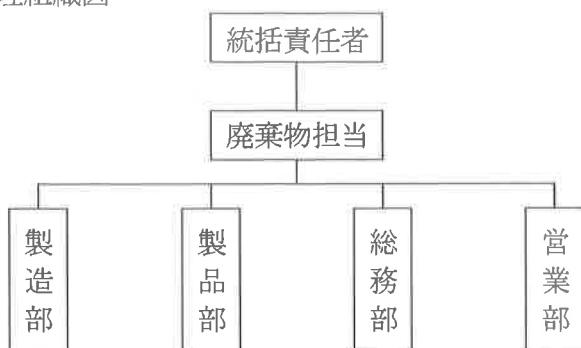
①事 業 の 種 類	飲料製造業
②事 業 の 規 模	資本金2千万円 製造品出荷額8億円 清酒・本格焼酎製造
③従 業 員 数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	焼酎 廃酸 産業廃棄物として依託処理 排水処理 脱水汚泥 . . . 産業廃棄物として依託処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者 製造部長 藤居 崇
 廃棄物担当 製造部 西山 浩幸
 廃棄物管理組織図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（平成27年度）実績】		
①現状		産業廃棄物の種類	廃酸	脱水汚泥、植物性残渣
		排 出 量	2,313 t	64 t
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・製造の効率化 ・作業ミスを減らす ・リサイクルの促進 ・焼酎粕処理の共同研究 				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃酸	脱水汚泥、植物性残渣
		排 出 量	2,000 t	80 t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・製造の効率化 ・作業ミスを減らす ・リサイクルの促進 				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 平成26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	脱水汚泥、植物性残渣
	全処理委託量	1,739 t	57 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,739 t	57 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結 ・マニフェストの交付・管理 ・監督官庁への報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	脱水汚泥、植物性残渣
	全処理委託量	2,000 t	80 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,000 t	80 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結 ・マニフェストの交付・管理 ・監督官庁への報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 			
※事務処理欄			